

暖房用季節契約選択約款

(13A地区)

2019年10月1日実施
盛岡ガス株式会社

目 次

1. 目 的	-----	1
2. 選択約款の変更	-----	1
3. 用語の定義	-----	1
4. 適用条件	-----	1
5. 契約の締結	-----	1
6. 使用量の算定	-----	2
7. 料 金	-----	2
8. 単位料金の調整	-----	3
9. その他	-----	4
附 則	-----	4

別 表

暖房用季節契約に適用する料金表	-----	5
実施細則	-----	7

1. 目 的

本選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、本選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の契約内容は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定める本選択約款の変更に異議がある場合は、本選択約款による契約を解約することができます。
- (3) 本選択約款の変更に伴い、契約内容の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 契約内容の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示またはその他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) 本選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の契約内容に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、契約内容の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「暖房機器」… ガス機器のうち暖房用にガスを使用する機器をいいます。ただし、ガスメーターと原則として鉄管により接続された固定設備に限ります。
 - (2) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
 - (3) 「単位料金」… 8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
 - (4) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- なお、本選択約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

お客さまが、暖房機器を使用し、暖房機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対して本選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、新たに本選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。

(2) 契約期間は、次のとおりといたします。

- ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(3) 本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ。）。

(4) 本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込まれた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(3)により算定されたもの（この場合の料金を以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(2) 当社は、料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。

(3) 当社は、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）までの期間については、別表の料金表（基本料金、基準単位数料金又は8の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定し、6月使用分（5月検針日の翌日から6月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間については、ガス小売供給約款に定める料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。ただし、暖房機器を冷房用に用いる場合で、契約時にお客さまからあらかじめ申し込みがあったときは、6月使用分から11月使用分までの期間については、別に定める選択約款の空調夏期契約の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

- (4) 当社は、本選択約款に定める契約について2個以上のガスメーターを設置している場合であって料金算定期間の末日が12月1日から5月31日に属する場合には、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量に基づき、それぞれのガスメーターごとに早収料金を算定いたします。
- (5) 当社は、お客さまが1需要場所にガス小売供給約款に定める料金と本選択約款に定める料金についてそれぞれガスメーターを設置している場合であって料金算定期間の末日が6月1日から11月30日に属する場合には、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、ガス小売供給約款に定める料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします（(3)ただし書きを除きます。）。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数第5位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

74,870円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）とトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が119,790円以上となった場合は、119,790円といたします。

(算式)

平均原料価格 =

$$\text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.4153 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.5436$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の営業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本選択約款の実施前の暖房用季節契約選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

暖房用季節契約に適用する料金表

1. 適用

料金算定期間の末日が12月1日から5月31日に属する料金について適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。なお、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率／（1＋消費税率）
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率／（1＋消費税率）

3. 料金表

(1) 基本料金（消費税等相当額を含みます。）

基本料金は、設置される暖房機器の消費量に応じて 15.06978 メガジュール/立方メートル(3,600 キロカロリー/立方メートル)のガスを通過させ得るガスメーターの能力を算定し、その能力により 1 か月につき次のとおりといたします。

ガスメーターの能力	基本料金 (円)
2 立方メートル毎時以下	1,430.00
2 立方メートル毎時を超え 3 立方メートル毎時以下	1,980.00
3 立方メートル毎時を超え 5 立方メートル毎時以下	2,310.00
5 立方メートル毎時を超え 7 立方メートル毎時以下	3,080.00
7 立方メートル毎時を超え 10 立方メートル毎時以下	3,850.00
10 立方メートル毎時を超え 15 立方メートル毎時以下	5,610.00
15 立方メートル毎時を超え 30 立方メートル毎時以下	9,570.00
30 立方メートル毎時を超え 50 立方メートル毎時以下	16,390.00
50 立方メートル毎時を超え 90 立方メートル毎時以下	28,050.00

90 立方メートル毎時を超える能力の基本料金は、1 立方メートル毎時につき 432.00 円を「50 立方メートル毎時を超え 90 立方メートル毎時以下」の基本料金に加算いたします。

(2) 基準単位料金（消費税等相当額を含みます。）

1 立方メートルにつき	125.6310 円
-------------	------------

(3) 調整単位料金（消費税等相当額を含みます。）

(2)の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

選択約款（暖房用季節契約）実施細則

1. 「ガスメーターと原則として鉄管により接続された固定設備」とは、鉄管、金属可とう管又は強化ガスホースにより接続されたものをいいます。
2. ガス小売供給約款 3 3 (3) の規定に基づく圧力のガスを供給する場合、別表の料金表の適用に当たっては、ガスメーターの能力は、設置される暖房機器の消費量に応じて算定されたガスメーターの能力に、次の係数を乗じた値によるものといたします。

係数

最高圧力が 0. 1 メガパスカル以上 0. 3 メガパスカル未満の場合----- 2

最高圧力が 0. 3 メガパスカル以上 1. 0 メガパスカル未満の場合----- 4